

令和6年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年12月10日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	13番	石田 茂春
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	16番	池田 信博
5番	山田 浩太	11番	安部 大助		
6番	大江 寿	12番	前田 芳樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中 文男
総務課長	宇野 慎一	施設管理課長	岸本 則和
会計管理者	齋藤 和幸	危機管理室長	柳原 潔
財政課長	長田 寿幸	水産振興室長	曾我部 一彦
税務課長	池本 繁樹	都市計画課長補佐	前田 和信
町民課長	和田 美由貴	総務学校教育課長	金井 和昭
保健福祉課長	野津 千秋	社会教育課長	中村 恒一
住民福祉担当課長	広江 和彦	布施支所長	坂本 忠
環境課長	原 秀人	五箇支所長	村上 克樹
エネルギー対策室長	野津 寿天	都万支所長	近藤 勝志
商工観光課長	藤野 一	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	増本 直行	中央公民館長	木瀬 高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中 挙	事務局長補佐代理	山本 幸子
--------	------	----------	-------

1. 町長追加提出議案の題目

同意第5号 隠岐の島町副町長の選任同意について

同意第6号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

質疑を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の、議第99号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から議第123号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの25議案について、「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題となっている事件に対して疑問点を質すものであります。

また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告により質疑を行います。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

はじめに、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾 幸太郎）

おはようございます。

それでは、通告にしたがいまして質問したいと思います。

「総合学習センター旧今津小学校の受電設備切替工事」について質問いたします。

説明では高圧気中開閉器に不具合が出て交換を検討したけれど、施設自体が当時の小学校ほどの利用状況ではなくて、受電設備自体を更新して経費節減を図るという説明を受けました。

ちなみにこの高圧気中開閉器のみを更新した場合の費用はどの程度かかるのか教えてく

ださい。

○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）

おはようございます。

そうしますと社会教育課の方からお答えさせていただきます。

先ほどご質問にありました高圧気中開閉器の交換のみの工事費用につきましては、補正予算を検討した際に徴収した見積書によりますと、198万円となっております、今回計上いたしました工事費156万2,000円より、38万8,000円ほど高くなっておりました。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

不具合のあった機器を交換するよりも、そもそも受電設備自体の更新をした方が安くもつくし、経費の節減できるということで理解しました。

今回経費の節減がですね、年間でいうと、電気代と定期点検費用含めると年間40万円ほど節減できるという説明がありました。

これを単純計算すると、4年間、5年目から節減効果が出てくるのかなという風には単純に試算しましたが、この施設自体を、今後5年間、それ以降どのように使っていくのか、現状の利用状況も含めてですね、もし他にも利用を検討しているのであれば、その状況も含めて説明をお願いします。

○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）

そうしますと、まず総合学習センターの現在の利用状況についてであります、総括質疑資料の1ページをご覧ください。

この図面の左上の方が1階部分、右下が2階部分となっております。

まず、赤枠の部分は町民体育館となりますが、1つ緑色の枠の部分が保護司会の事務所として1部屋を貸しております。

それから青色の枠が文化財の収蔵庫として利用しておりまして、遺跡調査などで出土した土器や石器などの遺物、それから町内に残る古文書民具、また寄贈を受けました仏像などを収蔵しております。

そして、オレンジ色の枠が教育支援センタースマイルとして利用しておりまして、小中学校を長期で休まれるようなお子さんのための、学校復帰の支援をしたりとか、あと不登校状態にあるお子さんの居場所としての役割を持っております。

それから、ご質問にありました中長期の利用計画というようなものはございませんが、検討状況につきましては、令和4年度に、遊休施設の利活用についての庁内検討委員会が設置さ

れ検討なされたところでありまして、昨年9月の決算審査におきまして、地域振興課の方から、遊休施設利活用調査事業についての説明の中で、結果についてのご説明があったと思いますが、その際には、この旧今津小学校につきましては、鴻池組隠岐事務所によって、バイオマス発電所、排熱を利用した実証実験、また、環境教育などの利活用策で決定したと報告されておりました。

その後の状況であります、鴻池組さんの方では、この旧今津小学校グラウンドへ発電所を計画した場合に、民家が近く発電所の発する音が少し心配されること。

それから実際にグラウンドを利用されてる方もおられるということで、その調整も必要となるというところで、一旦ストップしてるという風にお伺いしております。

その後、この間にですね鴻池組におきましては、他の事業、役場庁舎横の発電所等もありましたことから、現在保留の状態となっているという風にお聞きしております。

先日、担当者より確認しましたところ、令和7年度から、再度検討を進めたいというような予定であることをお伺いしております。

○9番（西尾 幸太郎）

今説明していただいた部分での再質問というかですね、現在保護司会と校舎部分ですね、校舎部分に関しては保護司会と、あとは文化財の調査とか、あと収蔵等に使って、あとは不登校児童とかの居場所として使っているということですが、その民間事業者がですね、万が一ここを使うとしたら、この保護司会とか、その不登校児の居場所とか、あと文化財の保管場所として、そこへの影響については、教育委員会としてはどのように考えているんでしょうか。

○番外（社会教育課長 中村 恒一）

ここへの移転というのがですね、まだ正式に決定してない段階ではありますが、まず、文化財につきましては、課内では実際ここに収納するよりも、より専門的な、そういった収蔵庫っていうのが本来必要ではないかというようなところは、課の意見としては持っております。

また他の支援センタースマイルさんとか、あと保護司会事務所については、またその時での検討になろうかと思っております。

○9番（西尾 幸太郎）

また検討状況がですね、変化があったら、報告していただきたいなと思います。

以上で質問を終わります

○議長（池田信博）

以上で、西尾 幸太郎 議員の総括質疑を終わります。

次に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

それでは、私は、議案第115号「指定管理者の指定」で、布施地区漁業振興施設に関して伺います。

この施設は町村合併の時にですね、その約束で、旧布施村の所有であったものを新町に引き継がせたのだらうと推測をしますけれども、その約束経過の概略を説明してください。

また、施設範囲はどこまでかどうか、範囲を説明してください。

○番外（水産振興室長 曾我部一彦）

おはようございます。

それでは水産振興室の方からお答えいたします。

ご質問の新町へ当施設を引き継いだ経緯につきましては、町村合併時の基本的な考え方としまして、旧町村が建設した施設は新町へ、その他の団体が、補助金を活用するなどして建設した施設は、そのまま建設された団体が引き継ぐ考えのもとに実施をしております。

合併前の資料は既に廃棄しておりますので詳細は不明でございますが、布施地区の漁業振興施設につきましては、当時の旧布施漁協に財政的余裕がなかったために、旧布施村が施設を建設しまして、漁協に貸与していたとの経緯がございます。

一方で現在JFしまねが管理している施設につきましては、当時の各地区漁協が、補助金を活用するなどして建設し管理している経緯から、JFしまねが引き続き現在も管理している状況でございます。

また施設の範囲につきましては、議案資料2、43ページの指定管理者の指定に係る調書に概要等を記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○12番（前田芳樹）

残念ながら文書保存期間が5年を経過して文書がないというのは残念でしたね。

資料2の43ページを見ましたけれどね、ここでこの建物の奥に隣接して立派な油タンクがありましたけれども、これは施設対象としては除外されてるようですが、除外でいいですか。

○番外（水産振興室長 曾我部一彦）

議員おっしゃるとおり、現在は使用しておりませんので、指定管理の施設としては今回は

入っておりません。

以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

ちょっと伺いたいけどね。

油タンクの新設は非常に難しいことなんですが、漁業振興のためには補修して再利用をできるようにするとか、必要性がなければ撤去するとかですね、今後の対処はどうなるのでしょうか。

○番外（ 水産振興室長 曾 我 部 一 彦 ）

現在使用しておりませんので今後はですね、廃止も含めて検討したいと思っております。
以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

もう少しちょっと伺いたいんですけども、平成18年の漁協の合併時に、ほとんどの漁業施設がJFの所有になったのにですね、町所有のままでこれが残されたのは、地域の漁業者のためには良かったことだと私は思いますけれども、地域からの要望とかあつてのことであつたのか。

その辺の理由をちょっと説明していただきたいと思います。

それでまた、この施設の維持修繕費、当然町が負担していくわけですね。

○番外（ 水産振興室長 曾 我 部 一 彦 ）

先ほども申しましたが、合併時の基本的な考え方から、平成18年の漁協合併時におきましても、町所有の漁業施設をJFしまねに所有権移転したことはございません。

また当時ですね、所有権移転につきまして、JFしまねと検討した経緯もございません。施設の修繕につきましては、当然町所有のものでしたので町の方が修繕をいたします。

以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

1点だけ伺います。

漁業施設の所有が町所有でできるのであれば、本町の沿岸漁業者のためにも、そしてまた、沿岸漁業振興のためにも、島内全域の老朽化して危険とさえなっている状態の各地の漁業施設をですね、順次町所有にして町が修繕改築しても良からうかとさえ思いますけれどね。これについてちょっと見解をお願いします。

○番外（ 水産振興室長 曾 我 部 一 彦 ）

まずですね、JFしまね等が所有いたします漁業施設につきまして、本町に所有を移すことは考えておりません。

また、JFしまね所有の各地区の漁業施設が老朽化していることは承知しておりますが、本町にはですね、JFしまね以外が管理しておられる施設につきましても、老朽化し改修が必要な施設が存在することから、施設の改修につきましては、町の中で不均衡が起きないように、まずは現在の所有者において計画し実施していただきたいと考えております。

以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

えっとですね、ここだけ町所有の状態ですと町が維持修繕していくと、その他地区は所有当事者が責任を果たしていない状態もあってですね、非常に施設が老廃状態になってるところもあるわけですよ。

だからその辺の公平性を考えればね、将来、改善方向に持っていけるように、さらに努力をされるべきだと思います。

以上です。

終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、前田 芳樹 議員の総括質疑を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは私の方からは、ローソク島観光船に対する「小型旅客船等安全対策事業補助金」について伺いたします。

今回、定例会資料2を見ますと、8隻分の補助額が789万1,000円という風に計上されております。この補正予算に計上されている8隻の小型旅客船等は、国土交通大臣が行った当該補助金事業に関して、もう既に交付決定通知を受けた船舶であるかどうかということを伺います。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

おはようございます。商工観光の方からご回答させていただきます。

議員仰せのとおり、今回補正予算を計上させていただいた遊漁船につきましては、既に隠岐支庁水産局に登録されておる遊漁船の許可をお持ちで、隠岐の島町の観光の基軸であります、ローソク島遊覧業として行っておられると思われる12業者のうち、補正予算の提出締め切りもありましたことから、10月中旬の時点で申請を予定していると聴取した8業者において計上

させていただきました。

本日時点、今回、改めて質問がありましたところで確認させていただきましたところ、10月末までに申請を行い交付決定を受けた業者は4業者であります。

現在その変更申請も含め、実績報告の提出を準備中と伺っております。

以上です。

○7番（村 上 謙 武）

現在のところ、4業者がもう申請を国の方にですね、申請を行ったということで、確か申請の期間が10月31日までだったですね。

ということで、残りの4業者さんは今後どうする予定でしょうか。

○番外（商工観光課長 藤 野 一）

あくまで今回申請された方々は、この国の補助制度を活用される目的で申請された方でして、それ以外の方は当面このまま運用されまして、自己財源で購入するか、そのまま廃業する予定と聞いております。

以上です。

○7番（村 上 謙 武）

ということは、自己資本でこの安全設備を設置するとなるとかなりのお金が必要だということで辞めざるをえない業者さんも出てくるというような感じで受け取ったのですが、非常にそうすると、ローソク島の観光に関しては、季節によってかなり利用される観光客に変動があるので、そういった夏とか5月の連休に乗れないような状況が発生するのではないかなという、ちょっと心配してるんですけど。

その辺のところは町として今後、残りの4業者さんと今後、それを、何というか、対応するような協議をする予定というのは考えておられるでしょうか。

○番外（商工観光課長 藤 野 一）

今のご質問ですが、引き続き4業者さんとはお話を進めていく予定はしております。

ただ、そもそもこの設備をすることによって、船舶検査におきまして、毎回、5年なり3年ごとに更新時に莫大な費用がかかると、それについては今回対象としておりませんので、今後も継続するための費用を考えると、なかなか設備を設置するということをためらっておる業者さんがいるということが事実ですので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○7番（村 上 謙 武）

それでは次に、今回、本町がこういった形で補助金事業を行うわけですけど、本町以外で、特に島前地区ですね、海士、西ノ島、知夫等で本町と同じような補助金の交付事業、やっているのか、また今後やる予定なのかその辺の情報はどうでしょうか。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

ご質問いただいてから早速、島前3か町村に確認させていただきましたところ、同様の要綱の制定はございません。

また今後、助成の予定はあるかということにつきましても、助成は予定がないという具合に聞いております。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは3番目の質問、本町の小型旅客船等安全対策補助金交付要綱が、もう既に作成されているのでしょうか。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

本日、追加で提出させていただきました、追加資料の3ページを見ていただけたらお分かりますと思いますが、既に要綱の方は制定させていただいております。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

私も今朝、ここに入って確認をいたしました。

非常にきちんとした要綱を作っておられるなということで、これ見て議員の皆さんも分かるように、非常に申請をするのにすごく煩雑というか、かなり大変な交付金事業だなという風に感じました。

本町の場合には内容を見てますと、様式1から様式7号までここに規定されているんですけど、これにその様式1から様式7が添付されていないので、ちょっとその辺はどうなってるかなという風な感じを受けたのですが、この様式については添付されていないんですか。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

すいません、様式まで添付しておりませんで、様式は制定しておりますけども、ほぼ国に準じたような様式になっておりますので、そんなに町のために、特別に複雑な様式を提出するようなことはないように考えております。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

ということで今後様式1から様式7まで本町のやつをつける予定だということでよろしいでしょうか。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

すいません。

今回の資料に提出しておりませんが、要綱には付いておりますので、後日提出したいと思っておりますのでご理解ください。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

最後の質問であります、ローソク島観光船の令和5年度及び令和6年度10月末までと書いてありますけど、乗客数等の状況についてお願いします。

○番外（ 商工観光課長 藤 野 一 ）

合わせまして、本日提出させていただきました資料の8ページ、ご覧いただけたらと思います。

昨年と本年のローソク島観光遊覧船の乗船者数を一覧にして提出させていただきました。

今遊覧船として営業されておるのが上の5隻でございます。

しらしま、しゃくなげ、潮路丸、第五潮路丸、白洋と、この合計が下にある表のとおり3月から11月まで運航しておりますので、こういった合計になっております。

ちなみに、昨年在6,802人、今年が6,666人という合計になっております。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

乗客数の状況を見て大変参考になりました。

これ見るとやはり5月の乗客数が多いなというのを感じたわけですけど、乗客は大体去年と同じ6,800から6,600人ですけど、月によってかなり変動があるなというのも分かりました。

参考になりました。

以上で終わります

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、村上 謙武 議員の総括質疑を終わります。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

おはようございます。

私はですね、議第112号「財産の無償譲渡について」ということでお聞きいたします。

今回無償譲渡する土地及び建物について、近隣の保育所の新築移転に伴い、社会福祉施設として活用するため譲渡するとのことでした。

譲渡予定地域近辺は現在、道路拡幅工事が進み、西郷小学校までの通学路の整備も今後予定しているとのこと、移転をすることで園児や児童の安心安全を確保ができ、子どもの声が響くまちとなるよう、個人的にも私的にも大変期待するところでございます。

ただ、土地に関してですが、大楠が立っております。

この巨木は明治40年、東宮明宮嘉仁親王が、後鳥羽上皇のお墓参りのために、海士へ行啓された折に、側近の方が島後に渡り楠の苗木を持参し、当時の尋常小学校西郷尋常小学校脇の大神宮松尾神社に植樹されたものです。

その後、尋常小学校から旧西郷中学校となった折に、一度伐採されたのですが、その切り株から「ひこばえ」といって、切り株から芽が芽生えまして、その伸びた楠を現在の敷地内に移植され、現在は近隣の方が毎年「みどりの日」に計測をして、記録を残しているとのことでした。

移植された当時の校長先生の石碑やその他紅梅の木についてなど、公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団が毎年発行している「文芸隠岐」の散文に掲載されておりました。

そこで、私が聞きたいことは、そういった歴史ある巨木を今後どのようにするかなど、先般開催しておりました常任委員会の事前説明の時に説明があったのかということで、委員長はじめ先輩議員にもお尋ねしたところ、そのような内容の説明がなかったとのことでした。今回、そのことで詳細な説明をお聞きしたいと思います。

お願いします。

○番外（ 施設管理課長 岸 本 則 和 ）

おはようございます。

それでは、施設管理課よりお答えいたします。

新築移転に伴い無償譲渡する予定地内にある、すべての建物構造物、樹木、石碑等については現状のままで引き渡すこととしております。

しかしながら、石碑等については、歴史的、社会的、文化的に記念するために作られたものであることから、新築移転する保育所建設内に支障のない場所で、旧学校跡地内に移設することとしております。

また、敷地内中央付近にある旧学校跡地内から移植されたとされている大木の楠、記念

樹として植樹された紅梅等の樹木については、新築保育所園地内に残すとなると、台風や異常気象による風の影響や、将来的には立ち枯れて倒木する懸念があり、万が一、園児・児童への危険性が高いこと、また、大木過ぎて移植することが非常に困難なことから、広告等により町民の皆様へ周知し、意見を伺いながら伐採する方針で進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

ご丁寧に説明、理解いたしました。

現状のままで、保育所の方に譲渡されるということです。

危険であるということで、伐採予定ということでした。

地元のまちづくりの開発にはどうしてもそういったこともあろうかと思います。しかし、地元の方との話し合いっていうのも重要であり、そこが譲渡された方と、地区の方とだけの話で進めるということは少しちょっとトラブルというか、反感などが持たれないのかなといった思いが私もありまして、やはりこういったことは、行政の方も少し関与していただくなりしていただけたらなと、これはちょっと自分の思いではありますが、やっぱり今後の運営にあたっては、近隣とのトラブルにならないようにしていただきたいなと思いました。

以上で終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の総括質疑を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、同意第5号「隠岐の島町副町長の選任同意について」及び、同意第6号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の2件を一括して議題といたします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町 長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。それでは、本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、同意第5号の「隠岐の島町副町長の選任同意について」であります。大庭副町長が、来る12月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、山下^{とよのり}豊^{まのひろとし}範氏が、来る12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに眞野裕敏氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、2件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩します。

（ 本会議休憩宣告 10時05分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

○議長（池田信博）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時50分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時50分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時53分 ）

（ 本会議再開宣告 10時53分 ）

お諮りします。

ここで、日程を変更し、「自由討議」を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

日 程 第 4. 自 由 討 議

「自由討議」を行います。

ここで、大庭副町長の退室を求めます。

(大庭 副町長 退 室)

それでは、議題となりました自由討議について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

11番：安部 大助 議員

○11番（ 安 部 大 助 ）

失礼いたします。

自由討議を提案させていただきました。

内容につきましては、副町長の選任同意についてでございます。

先ほど議運の委員長からもありましたように、本来、これが自由討議に当たるのかどうかというところもあったと思いますけども、議会運営委員会の方で、その辺のことについて議論され提案されたのかなと感じております。

私からは、今回の選任同意についてなんですけども、大庭副町長に前もって言いますけども非があるとかですね、非難するっていうことではございません。その辺誤解ないように理解していただきたいなと思っております。

今回の選任同意についてなんですけども、皆様ご存じのとおり、今の現町長と副町長との関係性ご存じだと思います。それを踏まえた上で、今後の町政運営、或いは住民の皆さんとの行政との関係性、この辺について利点もあると思いますし、心配される部分もあると思います。この辺を、議員皆さんそれぞれで自由な意見を交わしていただき、最終的に判断を皆さんそれぞれでしていければいいかなと思っておりますけども、やはりこの内容につきましては、住民の皆さんも注目している案件だと思っております。

その時にやっぱり議会としても、どういった話がされたのかということで、最後、聞かれる部分があると思いますけども、私は、やはり議会としても、しっかりとそういった意見を交わしながら進めてきたということをしかりと伝えたいなと思っておりますので、今回このような内容の自由討議を出させていただきました。

私個人的な意見としては多くの利点があると思っております。やはり一番の、これは、やっぱりこの8年間の実績が、今の副町長の、町長を補佐してきた実績だと感じております。

また、住民サービスについても町長の所信表明ありました、これからはいろんな政治判断

をしていくというところで、今の副町長がそれを補佐していくという風には感じております。

反対に心配される部分なんですけども、やはり町長には、任命権、人事権というものがございます。それに対しまして、より近い存在になっていることで、少し組織内部も含めてですね、住民の皆様も、なかなか言いたいことをいえるのかどうか、或いは顔をうかがってしまふんじゃないかというような心配もございます。

そこに関してはですね、この8年の実績の中で、私も内部までは知りませんが、少し心配する部分もあるのかなと感じております。

総合的にやはり、こういった利点もあれば心配される部分があるかなと正直思っておりますので、私の意見として言わせていただきました。

○議長（池田信博）

「提案理由の説明」は終わりました。

発言を許します。

13番：石田 茂春 議員

○13番（石田茂春）

今回初めて声を出しますわ。

先ほど、自由討議の申し出ということで、安部議員の方から主な理由が説明がありました。

それで私は個人的に思うのは、大庭氏という固有名詞が出たからこれを出したのか、もしくは大庭氏以外の方でもこういう申し出を出したのか、その点をまず第1点教えていただきたい。

○議長（池田信博）

11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

名前が出たから自由討議を出したという風に考えていただければと思います。

○議長（池田信博）

13番：石田 茂春 議員

○13番（石田茂春）

大庭氏だから、こういう自由討議で出したということでいいですね。

（安部議員「はい。」と頷く）

それが先ほど議会運営委員会で、もうみんな言って申し訳ないんですけど、私は議長に聞いたんです。

今日皆さんが、執行部から固有名詞が出て、ポッとこれが出たような、どこで漏れたのかなと、どこで聞いたのかなと。

いやいや、そうじゃなしに、これは前もって噂か何かじゃないかな、それとも大庭氏以外の人でも出たんじゃないかなということで、そうかという風に理解したんですけど、今、大庭氏だから出したということですね。

それで、私は大庭氏がね、大きな失敗があったとか、ちょんぼしたとかいうならね、言葉ちょっと合っていないかもわからんけど、大きな問題点と思うんですけど、私はこの8年2期、非常に利点が多かったと思うんですよ。

それで利害関係はあるかもわからん。だけどそれは、子どもさんのめでたいことでたまたま親戚だったんですわ。本人同士は赤の他人なんですわ。本当ね、ただただ、子供さんがめでたく結婚したからね、親戚になったと。私はそれはもう、それとこれとは違うと思うんですよ。

だから大庭氏を褒めるんじゃないんですけど、それはそれ、これはこれで、きっちり私は大庭副町長やってると思います。それを皆さん見ておると思うんですよ。だから利点があっても、危惧いうのは私はないように思われます。

以上です。

○議長（池田信博）

他にありませんか。

4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

私なんか全然その関係性とか分からないわけなんですけれども、なぜ大庭さんだから、こういう自由討議を出されたのか、どうして大庭さんだから出されたのかっていうことをまず一つお聞きしたいと思います。

○議長（池田信博）

提出者からどなたでも結構です。

3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野 定幸）

大庭さんやからなんでっていう質問なんですけど、個人的には大庭副町長自体がどうのこののじゃなくて、近い、余りにも近い関係の町長と副町長の形は、僕は他の自治体では多分ないように記憶してるんですけど、あるかもしれませんけど、それありましたらちょっと、

勉強不足ですみませんが、僕はないように記憶しております。

それで、順番に言いますけど、先ほど石田議員が誰かから聞いたからこうなったのかみたいな話がありましたけど、僕はもう、もしかして今回辞めるんでしょうねっていう中でいて、大庭さんで、もし出てきたら自由討議したらどうかなっていう個人的な意見がありましたんで、それで連名で名前出させていただいたところです。

さっき言われたように、大庭さんはそういう形で近いっていうのが一番の理由です。

それで、個人がどうのこうのっていう話じゃなくて、公の部分の機関であればあるほど、こういう部分はきちっとするのが僕は当たり前やと思っております。

それで、住民の皆さんからも、ちょっともういいでしょうっていうような話もありました。

私も初めて来た時に、もう大庭副町長になっておられましたんで、途中でなんか結婚されたりとかいうことがあって今の関係になられたって聞いておりましたんで、次の時には、もうそういう形なので、町長はそういう風に新たな方に、副町長を任命されるんだろうなと思う中でずっとやってきましたんで、それで今繰り返しますけど、住民の方もこういう形はあまりよくないことないですか、どうしても任命責任者である町長に対して一番きついことを言わないといけない立場の副町長ですんで、そこら辺は疑われない、疑うって語弊があるんですけど、疑念を持たれないようにするのが僕は一番ベストだと思うんで、本人がいい悪いじゃなくて、そういう形はおかしくないかなっていう形で、こういう形になりましたし、そういう考えです。

○議長（池田信博）

4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

なんかすべてなんか想定、予想、想像のもとにといひましようか、何か不正があったりとか、そういうようなことがあって、関係性が近いから駄目だとかって言うんだったらまだわかりますけども、何もなくて今お二人からお話聞いたんですけども、提案者のどちらも本人に対しては全く異存はないということなわけですよ。

それは私から見ても、この4年間大変能力的にも高い方で、しかも町長が信頼できる人で、非常に町行政に大事なことなわけですよ、その町長と副町長の信頼関係っていうのが。

それがもうすでに構築されているのに、ただ近いからっていうだけで、もしそういうことであれば、確か私が知ってる限りでは、2親等までは駄目ですよということですから、2親等であれば、当然、副町長の名前は上がってこないわけだと思いますけれども、そういう規則

の上からいっても、別に大庭さんが、ただ姻戚関係にあるからというだけで、それがどうか
つていう、全くまだ何も今までそういう不正があつたりとか収賄とか贈賄とか何かいろん
なことがあれば別の話ですけれども、そういうのがなくて、お二人とも今、副町長のこれまで
やってきた実績は良いっていう認めてるわけですから、何がここでそういう討議がなされな
きゃいけないのかというのが、私は全く理解できません。

以上です。

○議長（池田信博）

他にございますか。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

身内はですね、例えば重要なポジションに選任するのはどうかという、もうそもそもの話
だとは思いますが、今、齋藤議員がおっしゃったように、親子関係であるとか、非常
に近いところに関しては、これは確法的にですね、拘束される部分があつたと思います。

ただ、現状の町長と大庭氏の関係上で言えば、これは法的に拘束することもないですし、
それに問題があればですね、この1期目、2期目で当然問題視されてるはずの話であつてです
ね、今回「同意案件」としてですね、こうやって提案されること自体は、何も問題はないと
いう風にも感じております。

これがですね、例えば任期中にですね、この身内による明らかな失策失政とかがあつた場
合はですね、それは例えば、途中で解任手続きとか議会で取ればいいだけの話ですし、例え
ば任期が終わって更新する時にですね、その時に問題があると考えれば、そこで不同意をす
ればいいだけの話でですね、こうやって提案されること自体をですね、こうやって事前に議
論すること自体は、僕はあまりそぐわないのかなという風にも思います。

以上です。

○議長（池田信博）

15番：米澤 壽重 議員

○15番（米澤壽重）

今回の件はですね、自由討議の主な理由として、議会内での合意形成を図りたいと、これ
については先ほど議運の委員長から、そういった合意形成というのは、議場ではできないん
だというような適切な判断されたわけなんです、今回のようなですね、この人事案件なん
ですよ。しかもこれを議案として提出されている、これをですね、こういうこういった形で

討議すること自体私は大きな間違いだと思ってます。

だって、私たちはですね、住民から負託を受けて選ばれた議員なんですよ。

それが議場で、議決するわけじゃないですか。

それをね、もっと皆さん議員の皆さんもっと自覚して臨んでいただきたいと思います。

こういう議論をですね、議場でするべきではないです。私ももう25年近く議員してますけどね、こういうことは一切ないです。

もちろん、人事案件が「否決」されたこともありますね。見てます、実際。

だけどこれは議員個々が判断することであって、ましてや合意形成なんていうと、とんでもない話だと私は思います。

ですから議員の皆さんにですね、ぜひこの良識ある判断をいただきたいと、このように私は思います。

以上です。

○議長（池田信博）

他にございますか。

14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮 陽一）

先ほどは議会運営委員長としてですね、発言をさせていただきましたが、私は米澤議員も言われるように、この人事案件が自由討議に該当しないと個人的には思っています。

先ほど申し上げましたように、これは自由討議は議員の権利ですから、それでいいです。

私自体も、いろんな人から聞きます。いつまでその親戚同士で町政を任せるんだと。

いや、私はそうは言っても、これ人権というのがある。幾ら親戚でも、細かな規定はまた法的にあるわけですが、やっぱり人権がある。これを否定するようなことは、とてもそうできない。

町長も選挙で選ばれた人、我々も選挙で選ばれた。

本来ならば、その提案された段階で質疑という時間があるわけですから、そこでそういった疑問があれば、そこで正す、それが我々自身の道ではないかなという風に思っております。

それぞれ問題意識を持ってこうやって、提案する気持ちもわかりますが、そこらあたりの部分は、やはり米澤議員も言うように、やっぱりきちっとこの議場で、正々堂々といいますかね、そういう中で対応すべきではないかという風に思います。

以上です。

○議長（池田信博）

他にございますか。

10番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

私は今同僚議員が、それぞれ意見を言われたように重複するかもしれませんが、大庭副町長が、この8年間町政運営に何ら支障もなく、町長の補佐役として一生懸命やってきております。

それで今後も、町長の所信表明にありましたように、町長は町村会の会長もされております。そういう補佐役として、今後、島外の対外的な補佐役としても、今後の町政運営にですね、大庭副町長がしっかり今後やっていただくという風に思っておりますので、そういう風な形で、この選任同意については私も賛成ということで、ご意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田信博）

12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

総務課長にちょっと伺っておきたいんですけど、こういった場合のですね、なんていいですか、就任制限規定というのか、親子兄弟以外は対象にならないはずなんです。

それで、本人同士はね、全くの血縁関係はありませんよね。

それぞれの子どもさんたちが婚姻の事由によって結婚されたわけであって、本人同士は血縁関係は全くないわけです。

そしてまた、大庭副町長についてはですね、自治体が不足している土木工学の知識、非常に旺盛ですよ、こういう方が務められるのはいいことだと思います。

そして前回の町長選挙で、住民の大多数の信任を受けてね、就任された町長がですね、やっぱりアメリカ大統領でもそうじゃないですか、理解ができる人を任命したいのは当然だろうと思いますんでね。

行政の停滞を招いてはいけませんので、やっぱりそこら辺を各議員の方々、よく考えて判断をされればいいことであってね、ここで、この自由討議の事案としてはいささか不適切な感じも受けます。

それぞれの議員の方々が、それぞれの判断で、同意をされればいいことだろうと思います。

ちょっと総務課長に血縁関係の制限規定、この見解をちょっと聞かしていただけませんか。

○議長（池田信博）

番外：宇野総務課長

○番外（総務課長 宇野 慎一）

任命に関する制限規定に関しては、今回の同意案件は全く関係ないことだと思っております。

私が町長から、大庭副町長を改めて任命したいというお話を聞いた時に、私も大変賛成をしました。

それこそたまたま息子さんと娘さんが結婚されただけの話です。

今こういう討議をすることによってですね、討議をしたことによって、その息子さんや娘さんはどう思われるだろうかというようなことも、ちょっと個人的には気になりました。

また、近い関係と言いますが、普段、日頃を見ておりますと、ほぼ赤の他人のように、喧々諤々意見が合わない時が多々あります。

でも、こうやって8年間やってこれたのは、お二人の資質能力の高さであるという風に我々感じておりまして、課長もみんな全く異論なく、ついてきてるところでございます。

すいません制限規制については、ちょっと私もあまり詳しくありませんが、提案については法律に引っかからないということでの回答でご了承ください。

○議長（池田信博）

他にございますか。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田 智子）

この度ですね、この同意案件につきまして、これまでの大庭副町長の実績、それからやはり町長の、“よかったが響くまち”、この理念にですね、やっぱりこの実現に欠かせない必要な人物であると思います。

また、住民の皆さんと行政との関係においても大変良好であります。

このことについて、この自由討議を申し出たこと、私もこういったことをここで議論することは、ちょっと違うのではないかなと思ってます。

ただ、隠岐の島町の「議会基本条例」を先ほど確認をしました。

すると、自由討議による合意形成という風に記載されております。

やはり、こういった人権のことに関すること、こういったことも想定を私たちしてなかったからこのような記載になったかもしれませんが、ここの第6章の「自由討議」は、やはり見直すことが必要ではないでしょうか。

自由討議で合意形成をし、議員間自由討議により合意形成、本議会での合意形成を努めるというような形で、第6条による合意形成という風に書かれてあったがゆえに、こういったことが出てきたのかなという風に思っておりますが、こういったことも踏まえて、今後の課題として、また検討しなくちゃならないのかなという風に思っております。

以上です。

○議長（池田信博）

その部分については、今後の課題として検討させていただきます。

5番：山田 浩太 議員

○5番（山田浩太）

私も今先輩議員の皆様のお話を聞いたうえで、いろんな意見を聞いたうえでなんですが、私は、本当にもう皆様おっしゃるように、副町長に対して、副町長という個人の方に対して、何ら異論であったりそういったものはないんですが、一つやっぱり、ただ一部、住民さんの声として、もしかしたらその近い関係であるということに対して思う方々もいるかもしれないという可能性は思いました。

なのでこういった形で、本当に規定であったりとか、ルールであったりとか、そういったことに問題ないというのは、今の皆さんのご意見やお話からも認識しているのですが、もしかしたらそういったいわゆる中小企業とか企業経営の中で、同族といいますか、その近い関係でやっていくというのにも、やはり大手の中でいろんな意見が様々あるかと思うので、おそらくそういったものがあるかもしれないというところを、私としては思っております。

以上です。

○議長（池田信博）

まだ発言してない議員さん何かありますか。

7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

私は何も発言することはありません。

今いろいろ発言があったわけですけど、それぞれ議員さんの考え方とか、そういうのがあ

るので、そういうのは自由にですね、議会も討論していいんじゃないかという風に感じておりますので、私はこうだという意見を現在持っておりません。

すごく、感想になりましたけど、以上です。

○議長（池田信博）

11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

失礼いたします。

皆さんの意見、いろいろ聞かせていただきました。

私の中でも、最初述べたように、今の副町長に非があるという風には思っておりません。

しかしながら心配するところもあるということで提案させていただきました。

皆様の意見等を聞かせていただいて、私の中でも、そうだなという部分があれば、まだちょっとなる部分もありまして、本当に今回「自由討議」させていただいたことは良かったなと思っております。

最後に、その「自由討議」のあり方についてもですね、先ほど議長がおっしゃられたように、ちょっと課題があるのかなと思いましたが、私自身は提案をさせていただきました。で、やはりその後の議運の中で、やはり、いろいろ議論がされたと思います。

先ほど述べられた、これが「自由討議」に値しないというような形で言われた方々は、ほとんど議運のメンバーの方々ですので、やっぱり議運の方でも、その辺しっかりと議論をしていただいて、今回「自由討議」はできないということをはっきり言っていただければ、私の方もある意味わかりましたということで、取り下げたかなと思っておりますので、また議会運営委員会の方でも、この「自由討議」の進め方とかですね、あり方とかをちょっと少し検討していただければなと思っております。

一応「自由討議」させていただきましたので、ありがとうございました。

○議長（池田信博）

その件については、最初に議運の委員長から、議会運営委員会の協議事項について報告がありました。

皆さん、説明があったとおりでございますので、今後もそういう風に取り計らいたいと思います。

岡田議員の発言の内容についても同様に取り計らっていきたいという風に思っております。

それでは、日程第4に、「自由討議」を行いますということで皆さんから発言をしていただきました。

以上で、「自由討議」を終わります。

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について、質疑を行います。

まず、同意第5号「隠岐の島町副町長の選任同意について」質疑はありませんか。

○議長（ 池 田 信 博 ）

11番：安部 大助 議員

○11番（ 安 部 大 助 ）

先ほど自由討議もさせていただきました。

先ほども申しましたように、いろんな話し合いが聞けたかなと私思っています。

これを踏まえまして、ぜひ町長の方からですね、今回の選任に対します考えを聞かせていただきたいなと思っております。

○議長（ 池 田 信 博 ）

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

まずもって、今回選任の同意をお願いしたのは、今、私全国離島振興協議会副会長、そして県町村会会長を拝命させていただいてます。

この仕事を、もっと地元もおればいいじゃないかという、住民の皆さんの声も伺う中で、この仕事と言い方したのは、大変町にとって優位な、また、私自身も出かけて手応えを感じている職務でもあります。

その中で、副町長がしっかりと、町政の中で課長さん方と一緒に、自分がいない時もしっかりとやっていただいている、その成果があって、今の職務を全国の職務をさせていただいてるという風に思ってます。

皆さんにもっと今後は積極的にお知らせしなきゃいけないんですが、国直轄の事業で町県が絡まない仕事も、農水省の方へ何回も出かけて、今後、町の方にしていただけるとか、いろんな面で全国に出かけることで、町が潤う、そして町の事業の財源を確保できる、そういった中での、しつこいようですが、副町長がしっかりと任務しているという点で選任をさせていただきました。

ちょっと総務課長が出過ぎた言い方をしたかもしれませんが、婚姻関係のある子どもたちの中で、この町政を担う我々が、普段もっと一緒におればいいがなと、普段もっと、子どもたちの話も、孫たちの話もすればいいかなという場面が多くて、逆にこういった仕事をしているから、一緒になれないというものはっきりいってあります。

そういった中で、皆さんに適正なる判断をいただきたい、そのように思ってます。

○議長（池田信博）

よろしいですか。

以上で、同意第5号の「質疑」を終わります。

次に、同意第6号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

質疑なしと認めます。

以上で、同意第6号の「質疑」を終わります。

大庭副町長の入室を許可します。

（大庭副町長 入室）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 6. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出されました町長提出議案の、議第99号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から、議第123号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの25議案を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案25件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 7. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12月11日及び12月12日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12月13日に開催します。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時30分)

以 下 余 白